

よなご

令和6年4月発行 No.38

農業委員会報



五千石のブロッコリー畑

● おもな内容

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ★令和6年度農作業標準料金表2 | ★令和5年農地賃借料情報.....3 |
| ★農地相談会の案内など4 | ★農業経営収入保険の加入について.....5 |
| ★地域計画について.....6 | |

**令和6年4月から相続登記が義務化します。
農地を相続したら、速やかに法務局で相続登記と
農業委員会への届出をしましょう。**

令和6年度 農作業標準料金表

米子市

- * この金額は市内全般の標準金額です。地区によっては相違があり、農地の状況によっても異なりますので、**当事者の話し合いにより決定**してください。
- * 燃料価格の高騰分については、価格変動の状況に応じて、当事者間の話し合いにより検討いただき決定してください。

【農作業料金】

作 業 名		標準額 (税抜き)	標準額 (税込み)	摘 要	
耕うん (10アール当たり)	一般ほ場	6,810 円	7,491 円	イタリアン跡は2割加算 逆転ロータリー・パワーデスクは2割加算 農地の状況により適宜加算	
	ほ場整備地	6,210 円	6,831 円		
	畑	6,300 円	6,930 円		
代かき (10アール当たり)	一般ほ場	6,610 円	7,271 円	2番すきのない農地は適宜加算 農地の状況により適宜加算	
	ほ場整備地	6,200 円	6,820 円		
機械田植 (10アール当たり)	一般ほ場	6,300 円	6,930 円	側条施肥は500円加算 農地の状況により適宜加算	
	ほ場整備地	5,800 円	6,380 円		
畦 塗 り(1m当たり)		62 円	68 円	1m当たり	
明 きよ 作 業(1m当たり)		62 円	68 円	1m当たり	
稲刈	バインダー (10アール当たり)	一般ほ場	8,320 円	9,152 円	倒伏及び農地の状況により適宜加算 (刈りヒモ代含む)
		ほ場整備地	7,810 円	8,591 円	
	コンバイン (10アール当たり)	一般ほ場	18,970 円	20,867 円	
		ほ場整備地	16,130 円	17,743 円	
ハーベスター(10アール当たり)		7,610 円	8,371 円	生脱穀は乾燥状態により適宜加算	
ねぎ 土 寄 せ	1回目 (10アール当たり)	水田	9,230 円	10,153 円	10アール当たり
		畑	4,350 円	4,785 円	
	2回目 (10アール当たり)	水田	10,450 円	11,495 円	
		畑	5,030 円	5,533 円	
	3回目以降 (10アール当たり)	水田	11,250 円	12,375 円	
		畑	7,300 円	8,030 円	
草 刈(1時間当たり)		1,980 円	2,178 円	1時間当たり(刈り払い機持込) 機械の種類によって適宜加算	
防除作業(10アール当たり)		1,080 円	1,188 円	薬剤別(人力的場合は別途加算)	
大豆 (10アール当たり)	播種	3,150 円	3,465 円	側条施肥は500円加算	
	中耕・培土	6,300 円	6,930 円		
	コンバイン	11,260 円	12,386 円		
心土破碎(簡易暗渠)		6,000 円	6,600 円	安全ボルト別	
フレールモア		6,000 円	6,600 円	草丈に応じて加算	

【農作業賃金】

作 業 名		標準額 (非課税)	摘 要
一般労務(労務賃金) (1時間当たり)	水田一般	940 円	1時間当たり 作業内容及び時間帯により適宜加算 参考:鳥取県最低賃金900円(R5.10.5~) 最低賃金改定時はそれに準じる
	畑	940 円	
ねぎ調理(労務賃金) (1時間当たり)		950 円	1時間当たり 参考:鳥取県最低賃金900円(R5.10.5~) 最低賃金改定時はそれに準じる

農地の賃借料情報

令和5年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10a当り)は、以下のとおりとなっております。

また、農地の条件等によって、金額が異なりますので、当事者同士で話し合ってください。

【田の部】

令和6年3月

地区	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数 (筆)
巖・春日	4,407	12,000	3,000	66
車尾・福生・旧米子・福米・加茂・住吉	—	—	—	0
五千石・尚徳・成実	4,356	8,000	1,000	118
彦名・富益・夜見・崎津・大篠津・和田	5,200	6,000	5,000	5
大高・県	6,365	15,000	3,000	39
淀江・宇田川・大和	4,466	7,000	2,070	44
米子市全域	4,856	6,000	1,000	275

【畑の部】

令和6年3月

地区	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	データ数 (筆)
巖・春日	4,000	4,000	4,000	1
車尾・福生・旧米子・福米・加茂・住吉	7,976	8,605	5,000	38
五千石・尚徳・成実	2,185	2,185	2,185	1
彦名・富益・夜見・崎津・大篠津・和田	7,034	14,705	2,136	163
彦名新田	16,263	20,000	15,000	19
大高・県	7,782	12,564	3,000	4
淀江・宇田川・大和	12,333	22,000	4,000	6
米子市全域	8,060	22,000	2,136	232

1.データ数は、集計に用いた筆数です。

2.賃借料(平均額・最高額・最低額)の金額は、10aあたりの年額(単位:円)です。

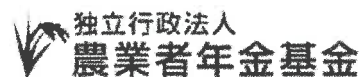
3.物納(米1俵等)は、集計から除外しています。

農地相談のご案内

農地の売買、賃借、相続、贈与、地目変更など農地に関して日頃困っておられる事や疑問に思われている事がありましたら、お気軽にお越しください。農業委員及び推進委員が相談に応じます。

相談日	相談時間	地区	開催場所
4月22日(月)	午後2時～3時30分	大高 県	大高公民館
4月24日(水)	午後2時～3時30分	巖 春日	巖公民館
5月21日(火)	午後2時～3時30分	夜見 彦名	夜見公民館
5月23日(木)	午後2時～3時30分	旧米子 福米	米子市役所
6月20日(木)	午後2時～3時30分	尚徳 五千石 成実	尚徳公民館
6月24日(月)	午後2時～3時30分	淀江 宇田川 大和	米子市淀江支所
7月23日(火)	午後2時～3時30分	富益 崎津	富益公民館
8月20日(火)	午後2時～3時30分	加茂 住吉	河崎公民館
8月22日(木)	午後2時～3時30分	大篠津 和田	大篠津公民館
9月20日(金)	午後2時～3時30分	車尾 福生	車尾公民館

農業者年金に加入しませんか



- ◆65歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方
- ◇積立方式(確定拠出型)の年金で少子高齢化時代でも安心の制度です
- ◆保険料は月額2万円から自分で選べ、いつでも見直しできます
- ◇80歳までの保証がついた終身年金です。(死亡一時金を遺族に給付します)
- ◆保険料は全額社会保険料控除となり、税制面で大きな優遇措置があります
- ◇認定農業者等の要件を備えた方には、保険料の国庫補助があります



全国農業者新聞のご案内

- *発行日 毎週金曜日
- *購読料 1ヵ月700円(税込)
- *発行所 全国農業会議所
- *申込先 農業委員会事務局まで

農業経営収入保険の加入をご検討ください

農業収入保険は、農業のさまざまなリスクに対応するための保険です。
近年の異常気象・病害等による農作物への被害、けがや病気で収入不能など、
経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です。
この機会にぜひ加入をご検討ください。

- 補償対象 農家が自ら生産した農産物などの販売収入全体
- 加入要件 一年以上の青色申告の実績がある農業者（個人・法人）

お問い合わせ 鳥取県農業共済組合西部支所 ☎ 0120 - 031 - 492



農地法3条の下限面積の廃止について

農地法第3条により農地の売買・貸し借りなどの権利を取得をするには、農業委員会の許可が必要となります。

許可を得るためには、権利取得後の経営農地面積(貸付地を除く)の合計が既定の面積以上になることが許可要件の一つとなっていました。この規定の面積を下限面積といいます。

昨年農地法の一部が改正され、この下限面積要件が令和5年4月1日から廃止されました。これに伴い、米子市で設定している下限面積も廃止しました。

なお、農地の権利取得に必要なそのほかの要件は従来のままですのでご注意ください。

農地中間管理事業を活用しよう！

●農地管理事業とは？

県知事が指定した組織である公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が、規模縮小農家等から農地を借り受けます。

借り受けた農地は、市町村や農業委員会等と連携して、地域農業の中心経営体などの担い手に貸し付けします。

農地の集積・集約化でコストを削減しましょう

詳しくは、農林課（☎23-5231）まで、お問い合わせください。
米子市は機構から業務の委託を受けて、相談窓口業務等を行っています。

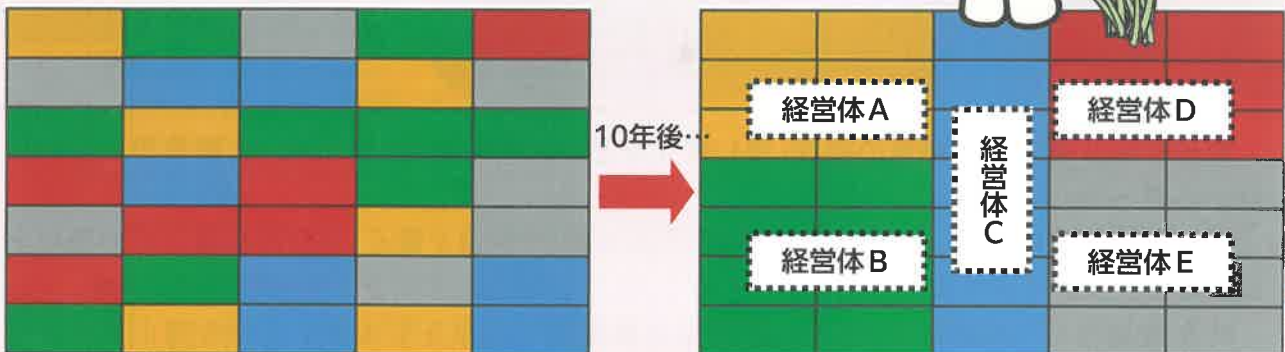
地域計画のご紹介

ご存じですか？『地域計画』

地域計画とは、農業者や地域の皆さんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。米子市では、地域の農業、農地について話し合うため、みなさんと一緒に、関係機関(農林課、農業委員会、農地中間管理機構、JA など)と一体となって、地域計画の策定とその実行に向け取り組んでいます。地域計画は令和7年3月までに策定します。

おおむね 10 年後、「いつ」、「誰」が、「どの農地」を担っていくのかを話し合っ決めてみましょう。

地域で農業を営む皆さんが主役となる計画です。
市が開催する話し合いへの参加や、意向調査には是非
ご協力ください。



農地の効率的な利用に向けて農地を交換・集約(担い手ごとに色付け)し、10年後の耕作者を示した目標地図を作ります。みなさんの話し合いの結果が「地域計画」になります。

地域計画に関するご相談・ご質問は、米子市農林課、農業委員会事務局までご連絡ください。

編集後記

広報誌を通して、今の農業の情報を皆様にお伝え出来たらと思っています。

定期的に農地相談会も行っています。農地について分からない事等ありましたら、農業委員、推進委員にお気軽に相談してください。さあ春作業始まります。安全第一でがんばりましょう。

【編集委員】委員長 米澤 美憲
委員 赤尾 昇、高濱 健、宅野 真二、廣東 宣明、船越 真、本池 実
年二回発行・市内農家世帯配布